

令和3年6月15日

走瀨学童クラブ代表より

学童クラブ利用自粛要請延長期間中における利用料金について

日頃から学童クラブをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、宇土市からの『宇土市放課後児童健全育成事業実施要綱』に基づき以下のとおりお知らせいたします。

なお、熊本県の「まん延防止等重点措置」は令和3年6月13日をもって解除されることとなりましたので、14日以降の利用料金につきましては従来どおり利用の有無にかかわらず徴収することとなります。

保護者の方々には大変御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 利用料金について

○利用自粛延長期間中の児童クラブを利用しなかった日数が1日以上ある児童

【6月1日から6月13日までの利用料金】

- (1)利用料金が通常6千円の場合、実際に利用した日1日当たり230円とする。
- (2)利用料金が通常3千円の場合、実際に利用した日1日当たり110円とする。

【6月14日から6月30日までの利用料金】

- (1)利用料金が通常6千円の場合、利用の有無にかかわらず3,450円とする。
- (2)利用料金が通常3千円の場合、利用の有無にかかわらず1,650円とする。

なお、生活保護又は第3子以降であることを理由として利用料金を免除されている方については従前どおり無料とします。

※今後の状況等を踏まえ変更等ありましたら後日お知らせします。